

平成29年7月10日
水管理・国土保全局河川計画課

平成28年の水害被害額(暫定値※1)を公表

～全国の水害被害の実態を把握し、河川に係る行政施策に活用～

国土交通省は、平成28年の水害被害額の暫定値を取りまとめました。その結果、平成28年の水害被害額は、全国で約4,620億円となり、平成19年～28年の過去10カ年で2番目に大きい被害額となりました。

◆水害被害額は、全国で約4,620億円（平成19年～28年の過去10カ年で2番目に大きい）

◆都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。

- 1位：岩手県（水害被害額：約1,680億円）
- 2位：北海道（水害被害額：約1,620億円）
- 3位：鹿児島県（水害被害額：約190億円）

◆主要な水害による水害被害額及び概要

○平成28年台風第10号（水害被害額：約2,820億円）

（平成28年8月28日～31日に生じた台風第10号による被害額）

- ・岩手県では、多量の土砂や流木を含む洪水により、河川沿いの狭隘な低平地の大部分が浸水したことや記録的な集中豪雨による急激な水位上昇に伴い、小本川沿川の要配慮者利用施設などで逃げ遅れによる被害が発生した。
- ・北海道の石狩川水系空知川では、堤防決壊で南富良野町の市街地が浸水し、多数の床上・床下浸水が発生した。



逃げ遅れによる被害が発生した岩手県岩泉町の要配慮者利用施設

○梅雨前線豪雨（水害被害額：約400億円）

（平成28年6月18日～7月5日に生じた梅雨前線豪雨による被害額）

- ・梅雨前線に伴う大雨により、熊本地震で地盤が緩んでいた熊本県内では、土石流やがけ崩れ等が発生した。
- ・九州地方整備局管内の緑川水系、白川水系、六角川水系、菊池川水系の4水系6河川において氾濫危険水位を超過し、筑後川水系花月川において堤防護岸が約30mにわたって損傷した。



死者が発生した熊本県宇土市住吉町のがけ崩れ

※1 水害被害額の算出に当たって使用する係数（都道府県別家屋1㎡当たり評価額等）の平成28年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、平成29年度末頃に最終的な取りまとめ結果を公表する予定です。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川経済調査官 関澤（内線：35312）
経済係長 恵藤（内線：35325）
電話 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8445 / FAX 03-5253-1602

1. 水害被害額^{※2}（暫定値）

約 4,620 億円

〔内 訳〕	
・一般資産等被害額	約 1,620 億円（構成比 35%）
・公共土木施設被害額	約 2,810 億円（構成比 61%）
・公益事業等被害額	約 190 億円（構成比 4%）
計	約 4,620 億円

（参考）過去 10 力年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 19 年	約 2,090 億円	平成 24 年	約 3,460 億円
平成 20 年	約 1,660 億円	平成 25 年	約 4,060 億円
平成 21 年	約 2,860 億円	平成 26 年	約 2,940 億円
平成 22 年	約 2,070 億円	平成 27 年	約 3,900 億円
平成 23 年	約 7,290 億円 ^{※3}	平成 28 年	約 4,620 億円

※2 水害被害額には、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。

※3 平成 23 年の水害被害額には、東日本大震災に伴う津波による被害は含まれていない。

2. 水害被害の概要（暫定値）

（1）被災建物棟数 約 16,000 棟

〔内訳〕	○全壊・流失	1,250 棟	○半壊	3,359 棟
	○床上浸水	2,433 棟	○床下浸水	9,002 棟
			計	16,044 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 34 棟

（2）浸水区域面積 約 10,000ha

〔内訳〕	○宅地・その他	3,573ha	○農地	6,710ha
			計	10,283ha

上記の他、地下の浸水区域面積は 0.3ha

国土交通省では、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額等（建物被害額等の直接的な物的被害額等）を暦年単位で「水害統計」として取りまとめています。

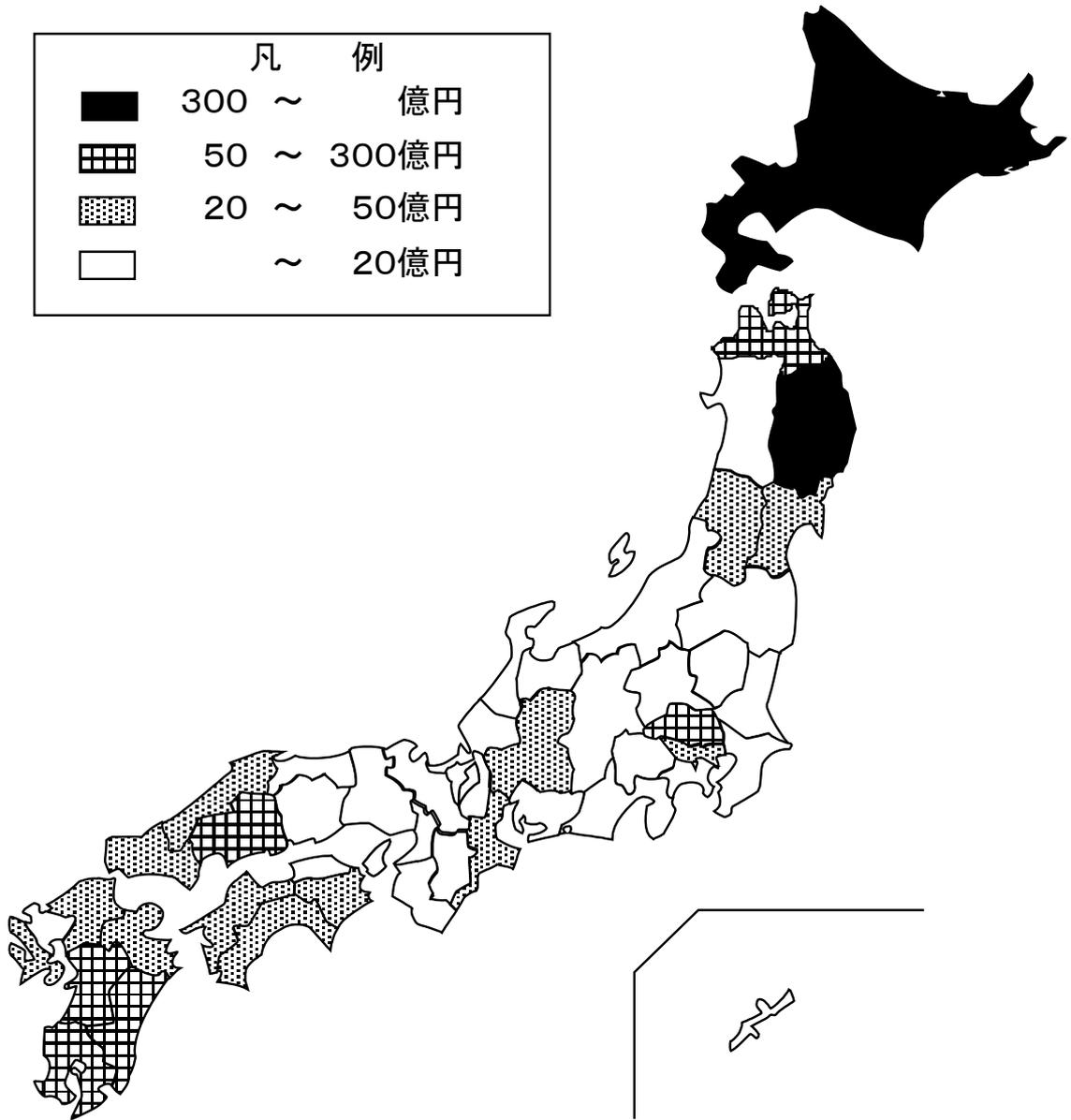
3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	161,941	25	滋賀県	439
2	青森県	11,669	26	京都府	1,240
3	岩手県	167,778	27	大阪府	174
4	宮城県	3,494	28	兵庫県	487
5	秋田県	510	29	奈良県	707
6	山形県	3,507	30	和歌山県	1,473
7	福島県	1,086	31	鳥取県	75
8	茨城県	48	32	島根県	2,482
9	栃木県	608	33	岡山県	862
10	群馬県	1,201	34	広島県	9,263
11	埼玉県	5,359	35	山口県	3,201
12	千葉県	1,374	36	徳島県	3,955
13	東京都	2,923	37	香川県	621
14	神奈川県	959	38	愛媛県	2,400
15	新潟県	1,836	39	高知県	4,589
16	富山県	1,155	40	福岡県	2,110
17	石川県	152	41	佐賀県	889
18	福井県	273	42	長崎県	3,025
19	山梨県	579	43	熊本県	15,553
20	長野県	1,986	44	大分県	3,720
21	岐阜県	2,324	45	宮崎県	10,541
22	静岡県	975	46	鹿児島県	19,000
23	愛知県	1,081	47	沖縄県	192
24	三重県	2,041	合 計		461,855

四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考) 都道府県別水害被害額図



4. 平成 28 年台風 10 号による水害被害額等（暫定値）

水 害 被 害 額	被 害 の 概 要
<p>約 2,819 億円</p> <p>(8 月 28 日～8 月 31 日に生じた台風第 10 号による被害額)</p> <p>〔 内 訳 〕</p> <p>一般資産等被害額 約 1,315 億円</p> <p>公共土木施設被害額 約 1,420 億円</p> <p>公益事業等被害額 約 84 億円</p>	<p>○死傷者数^{※4} 41 名（死者 23 名 行方不明者 4 名 負傷者 14 名）</p> <p>○被災建物棟数 6,430 棟 ○浸水面積 2,097ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月21日に四国の南海上で発生した台風第10号は、8月30日に岩手県大船渡市付近に上陸し、8月31日に日本海で温帯低気圧に変わった（東北太平洋側への台風上陸は1951年の統計開始以来、初めて）。 ・8月30日には、上陸した台風第10号や、低気圧が日本海西部でほとんど停滞した影響で、東日本から北日本にかけて日降水量が100ミリを超える大雨となり、岩手県では200ミリを超えた所があった。 ・8月31日には台風第10号から変わった温帯低気圧や、別の低気圧が日本海西部でほとんど停滞した影響で、北海道地方では日降水量が100ミリを超える大雨となった所があった。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年台風第10号による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <p>1位：岩手県（約1,655億円）</p> <p>2位：北海道（約1,082億円）</p> <p>3位：青森県（約 46億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方では、高瀬川水系の二ツ森川や岩手県の小本川で堤防が決壊する等、12水系20河川において浸水被害が発生した。 ・岩手県では、多量の土砂や流木を含む洪水により、河川沿いの狭隘な低平地の大部分が浸水したことや記録的な集中豪雨による急激な水位上昇に伴い、小本川沿川の要配慮者利用施設などで逃げ遅れによる被害が発生した。 ・北海道の石狩川水系空知川では、堤防決壊で南富良野町の市街地が浸水し、多数の床上・床下浸水が発生した。 ・北海道では食品加工場、岩手県では乳製品工場が被災し、農作物の収穫や酪農産業に影響した。 	



逃げ遅れによる被害が発生した岩手県岩泉町の要配慮者利用施設



空知川の堤防決壊により浸水した北海道南富良野町

※4 死傷者数は、「平成 28 年台風第 10 号による被害状況等について（第 41 報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

5. 平成 28 年梅雨前線豪雨による水害被害額等（暫定値）

水 害 被 害 額	被 害 の 概 要
<p>約 401 億円</p> <p>（6月18日～7月5日に生じた梅雨前線豪雨による被害額）</p> <p>〔内 訳 〕</p> <p>一般資産等被害額 約 72 億円</p> <p>公共土木施設被害額 約 312 億円</p> <p>公益事業等被害額 約 17 億円</p>	<p>○死傷者数^{※5} 19 名（死者 6 名 行方不明者 1 名 負傷者 12 名）</p> <p>○被災建物棟数 2,075 棟 ○浸水面積 822ha</p> <p>【 気 象 概 況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月6日から7月15日にかけて、梅雨前線が沖縄・奄美から本州付近に停滞し、断続的に大気の状態が不安定となり全国各地で大雨となった。 ・特に、6月19日頃から6月24日頃にかけて、前線が本州付近に停滞し、その前線上に複数の低気圧が発生したため、九州地方を中心に日降水量が200ミリを超える大雨となった。 ・大雨により土砂災害や浸水害等が発生し、甚大な被害が生じた。特に6月19日頃から6月30日頃にかけての大雨では、土砂災害や浸水害等により九州で死者計6名の人的被害が生じた。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年梅雨前線豪雨による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <p>1位：熊本県（約149億円）</p> <p>2位：広島県（約 86億円）</p> <p>3位：鹿児島県（約 24億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線に伴う大雨により、熊本地震で地盤が緩んでいた熊本県内では、土石流やがけ崩れ等が発生した。 ・国管理河川では、九州地方整備局管内の緑川水系、白川水系、六角川水系、菊池川水系の4水系6河川において氾濫危険水位を超過した。 また、筑後川水系花月川において堤防護岸が約30mにわたって損傷した。 ・県管理河川では、6月20日夜間の豪雨に伴う出水により、21日未明に緑川水系木山川において堤防の一部が損壊した。 	<div data-bbox="932 1066 1423 1368" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="932 1379 1423 1406">死者が発生した熊本県宇土市住吉町のがけ崩れ</p> <div data-bbox="999 1417 1369 1771" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="932 1783 1423 1809">筑後川水系花月川では堤防の一部が損壊した</p>

※5 死傷者数は、「6月20日からの梅雨前線に伴う大雨による被害状況等について（第15報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

【参考：水害統計調査の概要】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

2 調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

(2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・ 建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額×浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

(2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。

4 調査の実施フロー

